

●介護のことでお困りではありませんか！

森町社協ケアサービス



法人の名称 及び代表者	社会福祉法人森町社会福祉協議会 会長 佐藤賢一	
事業所名	森町社協ケアサービス	
介護保険 事業所番号	2276300049	
所在地	〒437-0215 静岡県周智郡森町森50-1 森町保健福祉センター内	
事業内容	居宅介護支援事業	訪問介護事業 介護予防訪問介護事業
電話	0538-85-2525	0538-85-0920
FAX	0538-85-1294	0538-85-1294
職員体制	管理者 1名 (居宅介護支援専門員兼務) 居宅介護支援専門員3名	サービス提供者 1名 訪問介護員 2.5人以上
営業日	月曜日～金曜日 (国民の祝日と12/29～1/3を除く)	日曜日～土曜日 (12/29～1/3を除く)
営業時間	8:30～17:15	8:00～21:00

居宅介護支援事業

要介護者等が介護保険サービス等を適切に利用できるよう、居宅サービス計画を作成いたします。また、計画に基づいたサービスが確保されるよう連絡及び調整を図ります。

● 要介護認定等の申請代行

申請希望者（家族）が申請できない場合は申請内容を把握した上で申請代行を行います。

● 居宅サービス計画の作成

利用者の心身の状況、その置かれている環境に即して利用者及び家族の希望等を考慮するとともに、主治医の医学的観点からの留意事項を遵守して居宅サービス計画を作成します。

● 居宅サービス計画作成後の管理（居宅サービス計画の変更等）

居宅サービス計画の実施状況の把握に努め、必要に応じて居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業者との連絡調整、その他の便宜の提供を行います。

● サービス事業者等との連絡調整

居宅サービス計画作成時や必要に応じてサービス事業者との連絡調整を行います。

● 介護保険施設への紹介

利用者が介護保険施設の利用を希望する場合は、必要な情報を提供し、介護保険施設への紹介を行います。

訪問介護事業・介護予防訪問介護事業

訪問介護員（ホームヘルパー）がご自宅を訪問して、要介護者、要支援者等の心身の特性を踏まえ、その方の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行います。

身体介護

- ①食事介助
- ②体位変換
- ③入浴介助
- ④排泄介助
- ⑤通院介助
- ⑥衣服の着脱
- ⑦身体の清拭・洗髪
- ⑧服薬管理
- ⑨整容介助
- ⑩その他



生活援助

- ①調理
- ②洗濯
- ③住居の掃除
- ④買い物
- ⑤その他日常生活上の世話



予防介護 生活支援

自立支援のための見守り援助



- 当事業所の訪問介護の提供（介護保険適用部分）に際しあなたが負担する料金は、原則として基本料金の1割又は2割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては、全額自己負担となります。

身体介護	20分以上30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上	1時間以上(30分を増す毎)
	245単位	388単位	554単位	80単位を加算
生活援助	20分以上45分未満	45分以上	—	—
	183単位	225単位	—	—
介護予防・生活支援		週1回程度の利用	1,168単位/月(266単位/1回、月4回まで)	
		週2回程度の利用	2,335単位/月(270単位/1回、月5-8回まで)	
		週2回を超える利用	3,704単位/月(285単位/1回、月9-12回まで)	
		20分未満利用	165単位/1回(月22回まで)	

※基本料金は、所定の単位に10.21円を乗じて得た額です。また加算料金については別途ご案内いたします。